

議案第二十七号

港区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区特別区税条例の一部を改正する条例

港区特別区税条例（昭和三十九年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項、第十五条第一号及び付則第二条の四第一項において同じ。）」を加える。

第二十三条の二第四項中「所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の二において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改め、「次条第四項」の下に「及び第三十五条の九第三項」を加える。

第二十三条の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要

件を満たす」に改める。

第三十五条の八第一項中「かかる」を「係る」に改め、同項第一号中「本条、次条第二項および」を「この条、次条第二項及び第三項並びに」に、「次号および」を「次号及び」に、「第三十五条の三および」を「第三十五条の三及び」に改め、同項第二号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に、「および」を「及び」に改める。

第三十五条の九に次の二項を加える。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第四十八条の十八において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

付則第三条中「令和四年度」を「令和九年度」に改める。

付則第六条第一項中「第四項」を「第八項」に改め、同条第二項中「、当該軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和三年度分」を「、令和三年度分」に、「同条」を「同項」に改め、同条第三項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和三年度分」を「、令和三年度分」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「、当該ガソリン軽自動車が平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和二年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和三年度分」を「、令和三年度分」に、「同条」を「同項」に改め、同条第五項中「第四項」を「第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の

下欄に掲げる字句とする。

6 法附則第三十条第二項第一号及び第二号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

7 法附則第三十条第七項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

8 法附則第三十条第八項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第三十八条第一項の規定

の適用については、当該ガソリン軽自動車令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和五年度分の軽自動車税の種別割に限り、第四項の表の上欄に掲げる同条第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。付則第六条の二第一項中「第四項」を「第八項」に改める。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 付則第三条の改正規定 令和四年一月一日
- 二 第十一条第二項及び第二十三条の三第一項の改正規定並びに次条第三項の規定 令和六

年一月一日

（区民税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の港区特別区税条例（以下「新条例」という。）第二十三条の二第四項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行ったこの条例による改正前の港区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第二十条の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第二十三条の三第四項の規定は、施行日以後に行う新条例第二十三条の二第四項に規定する電磁的方法による新条例第二十三条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第二十三条の二第四項に規定する電磁的方法による旧条例第二十三条の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自

自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（説明）

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の施行による地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。